

防府市の施設及び教育委員会管理施設等における通勤用
自動車の駐車に関する要綱

平成19年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有又は管理する施設に勤務する職員等の通勤用自動車を当該施設及び市が所有する土地（以下「施設等」という。）に駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 市が所有又は市教育委員会が管理する公用、公共及び教育用施設のうち、当該施設に勤務する職員等の通勤用自動車を施設に駐車させることが可能なもので別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 通勤用自動車 職員等が通常の勤務日に通勤するために使用する自動車で道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。
- (3) 施設管理者 教育委員会が管理する施設等にあつては、教育委員会をいう。
- (4) 指定管理者 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第6条に基づき指定を受けた者をいう。

(利用申込)

第3条 次に掲げる職員（以下「職員等」という。）が、施設において業務に従事するため当該施設等に通勤用自動車を駐車しようとするときは、施設管理者にその申込みをするものとする。

- (1) 一般職員 地方公務員法（昭和25年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員

(臨時職員を除く。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の職員をいう。

(2) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

(3) 臨時的任用職員 法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員をいう。

(4) 団体職員 別表第1の対象施設に事務所を置くことが認められている職員をいう。

(5) 指定管理者職員 指定管理者に所属し、指定管理業務に従事する者をいう。

(6) 派遣職員 契約その他の方法により市に派遣された者をいう。

2 一般職員、団体職員、指定管理者職員及び派遣職員が利用申込みをする場合は、勤務する施設ごとに通勤用自動車駐車申込書(第1号様式)を所属長(団体職員、指定管理者職員及び派遣職員にあっては、当該施設を管理する課等の長。第7条から第9条までにおいて同じ。)を通して、毎年度、施設管理者の定める期日までに施設管理者に提出するものとする。ただし、年度途中で採用された職員等にあつては、施設管理者が別に定める。

3 会計年度任用職員及び臨時的任用職員が利用申込みをする場合は、雇用開始日までに通勤用自動車駐車申込書(第2号様式)を施設管理者に提出するものとする。

4 前2項に規定する施設管理者の区分は、別表第3のとおりとする。

(利用承認)

第4条 施設管理者は、利用申込みを受けたときは、その内容を審査し、第5条及び第6条に規定する基準に基づき駐車することが適当と認めるときは、駐車場利用承認証(第3号様式)を職員等に交付するものとする。

2 利用期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとす

る。

(一般利用承認の基準)

第5条 施設管理者は、各施設において当該施設の業務に支障を生じない範囲内で駐車を認めるものとする。

2 施設管理者は、利用申込みが当該施設等の駐車可能台数を超えるときは、利用申込みをした職員等の通勤距離を勘案した利用承認の基準を定めるものとする。

3 施設管理者は、前項に基づく利用承認の基準を定めたときは、当該施設に勤務する職員等に周知するものとする。

(特別利用承認の基準)

第6条 施設管理者は、利用申込みをした職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、駐車を認めるものとする。

(1) 妊娠中の職員等

(2) 未就学児を保育園等に送迎する職員等

(3) 病気・怪我等で自動車以外での通勤が困難な職員等

(4) その他特別な事情があると施設管理者が認めた職員等

(年度途中の申込)

第7条 年度の途中に、次の各号のいずれかに該当することとなった職員等で、当該施設等に通勤用自動車の駐車の利用申込みをしようとする者は、原則として利用しようとする日の20日前までに所属長を通して、通勤用自動車駐車申込書(第2号様式)を施設管理者に提出するものとする。

(1) 人事異動により勤務する施設が変更となった場合

(2) 前条に規定する特別基準に該当することとなった場合

2 施設管理者は、前項に規定する年度途中の利用申込みがあった場合は、施設等の駐車可能台数及び当該施設等において既に利用承認している状況を勘案して適当と認めるときは、利用を承認するものとする。

(利用の中止)

第8条 年度途中に利用承認事由に該当しなくなった場合又は利用を中止しようとする場合、当該職員等は、利用承認事由が変更する月又は利用を中止する月の前月の20日までに所属長を通して、通勤用自動車駐車（変更・中止）申出書（第4号様式）を施設管理者に提出するものとする。

2 前項において、利用を中止した日から10日以内に駐車場利用承認証を施設管理者に返還しなければならない。

（申込事項の変更）

第9条 年度途中に通勤用自動車の変更等があった場合は、速やかに所属長を通して、通勤用自動車駐車（変更・中止）申出書（第4号様式）により施設管理者に提出しなければならない。

（利用料金）

第10条 利用料金は、別表第1に定める基準額に、別表第2に定める負担割合を乗じて得た金額とする。

2 利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金の額は、別に定める計算の方法によって算定する。

（利用料金の納付）

第11条 利用料金の納付については、給与等からの控除が可能な職員等にあつては、当該給与等からの控除により納付するものとする。

2 前項に定める給与等からの控除によることができない職員等の利用料金の納付については、次のとおりとする。

（1） 市長が発行する納付書により納付するものとする。

（2） 納付の時期は、各施設の施設管理者が職員等の勤務形態に応じて決定し、それぞれの月末までに納付するものとする。

（3） 年度途中から利用を認められた場合の納付の時期は、施設管理者が別に定める。

（4） 利用期間が年度途中で満了する場合、又は年度途中で利用の中止を申し出た場合は、その都度、清算するものとする。

（駐車条件）

第 12 条 駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、通勤用自動車を施設等に駐車するときは、駐車場利用承認証を通勤用自動車内の外部から確認しやすい場所に置かなければならない。

2 駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 施設を利用する一般の市民等の駐車に支障が生じないように駐車すること。

(2) 駐車に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。(駐車する場所を指定された場合にあっては、当該指定場所に駐車すること。)

(3) 施設内を走行するときは、歩行者等に十分注意し、徐行すること。

(4) 施設管理者が行う駐車制限等に従うこと。

(利用承認の取消)

第 13 条 施設管理者は、駐車場利用承認証の交付を受け、施設等への通勤用自動車の駐車を認められた職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消すことができる。

(1) 前条第 2 項に掲げる条件に違反したとき。

(2) 利用料金を一か月以上滞納したとき。

2 施設管理者は、利用承認を取り消したときは、通勤用自動車駐車承認取消通知書(第 5 号様式)により当該職員に通知するものとする。

(損害賠償等)

第 14 条 通勤用自動車を施設等に駐車する際に、当該施設の建築物、工作物、附属設備及びその他の公有財産を毀損し、又は滅失させた職員等は、その損害を賠償しなければならない。

2 施設等内において生じた通勤用自動車の事故及び損害については、教育委員会は、賠償の責めを負わない。

(施設の管理)

第 15 条 施設管理者は、職員等が通勤用自動車を駐車する区域の整

備に努めるものとする。

(適用除外)

第 16 条 当該施設の閉館日及び勤務時間外に駐車する場合にあって、この要綱の規定は、適用しない。

(庶務)

第 17 条 通勤用自動車の施設等への駐車に関する事務は、教育委員会が管理する施設にあっては、別表第 3 の区分による施設管理者が行うものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

NO	地区	基準額	対象施設名
1	市役所	2,000円	青少年科学館 視聴覚ライブラリー
2	佐波	2,000円	佐波小学校 佐波中学校 佐波公民館
3	松崎	2,000円	松崎小学校 国府中学校 松崎公民館 文化福祉会館 防府図書館
4	牟礼	1,000円	牟礼小学校 牟礼南小学校 牟礼中学校 牟礼公民館
5	勝間	1,000円	勝間小学校 勝間公民館 学校給食センター
6	華浦	1,000円	華浦小学校 桑山中学校 華浦公民館
7	新田	1,000円	新田小学校 新田公民館
8	向島	1,000円	向島小学校 向島公民館
9	中関	1,000円	中関小学校 華陽中学校 中関公民館
10	西浦	1,000円	西浦小学校 華西中学校 西浦公民館
11	華城	1,000円	華城小学校 華城公民館
12	小野	1,000円	小野小学校 小野中学校 小野公民館
13	右田	1,000円	右田小学校 右田中学校 玉祖小学校 右田公民館
14	富海	1,000円	富海小学校 富海中学校 富海公民館
15	大道	1,000円	大道小学校 大道中学校 大道公民館

別表第2

区 分		負担割合	摘 要
1	一般職員	4/4	
2	会計年度任用職員	一般職1ヶ月の所定労働時間の 50%未満 無料 50%以上70%未満 基準額の2/4 70%以上100%未満 基準額の3/4 100% 基準額の4/4	
3	臨時的任用職員		
4	団体職員		
5	指定管理者職員		
6	派遣職員		

別表第3

施設名	施設管理者
小・中学校	教育総務課
防府図書館	教育総務課
学校給食センター	学校教育課
公民館・文化福祉会館	生涯学習課
青少年科学館・視聴覚ライブラリー	生涯学習課

あて先) 施設管理者

通勤用自動車駐車申込書

年 月 日から 年 月 日まで、市有施設等に通勤用自動車を駐車したいので、防府市の施設及び教育委員会管理施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定により申し込みます。

なお、通勤距離の算定にあたり、職員等が通勤手当支給申請書を提出している場合は、通勤手当支給申請書記載の通勤距離を使用することに同意します。

			所 属				
			施設等				
職員番号	申込者氏名	通勤距離	車名・登録番号				特記事項
01234	防府 太郎	km	マツダ	カペラ			子どもを〇〇保育園に送迎
			山口 500	あ 12-34			
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					
		km					

所属長 確認	
-----------	--

あて先) 施設管理者

利 用 申 込 者	
所 属	
氏 名	
電 話	内線 () 直通 (-)

通勤用自動車駐車申込書

下記のとおり、市有施設等に通勤用自動車を駐車したいので、防府市の施設及び教育委員会管理施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定により申し込みます。

記

利 用 者	所 属	課		係	
	施 設			通勤距離	km
	住 所				
	氏 名				
通勤用自動車	車 名 等	(メーカー)		(車名)	
	登録番号				
利用施設等					
利用期間	年 月 日から 年 月末日まで				
				所属長 確認	

車種：



車両番号

職員No.	
連絡先	

施設管理者名

裏面

この利用承認証は、防府市の施設及び教育委員会管理施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条に基づき職員駐車場に駐車を認められた職員等に発行するものです。

【注意】

- 1 職員駐車場に駐車中は、本証を運転席側ダッシュボード上に置き外部から確認できるようにしておくこと。
- 2 定められた場所以外には、駐車しないこと。
- 3 所属変更、車両替え、または本証を紛失したときは施設管理者に届け出ること。
- 4 シートベルトを着用し、安全運転に心がけること。
- 5 職員駐車場内の事故については、一切責任を負わないので各自で注意すること。

あて先) 施設管理者

所 属	
職員番号	
氏 名	

通勤用自動車駐車利用（中止・変更）申込書

下記のとおり、通勤用自動車の市有施設等への駐車（中止・変更）を申し込みます。

記

1 中止・変更の理由

--

2 中止・変更の期日

年 月 日

3 変更内容

変 更 前	所 属						
	車名及び 登録番号	車 名					
		登録番号					
そ の 他							
変 更 後	所 属						
	車名及び 登録番号	車 名					
		登録番号					
そ の 他							

所属長
確認

--

様

教育委員会施設管理者

通勤用自動車駐車承認取消通知書

下記のとおり、通勤用自動車市有施設駐車利用の承認を取り消します。

記

1 利用承認取消日

年 月 日

2 利用承認を取り消した自動車

車名及び 登録番号	車名 登録番号				

3 取消理由

防府市の施設及び教育委員会管理施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱
第 条第 項第 号に該当するため

内容
